

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月 6 日
【報告者の名称】	BASE株式会社
【報告者の所在地】	東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-6441-2075
【事務連絡者氏名】	取締役上級執行役員CFO 原田 健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「当社」とは、BASE株式会社をいいます。
- (注 2) 本書中の「公開買付者」とは、S B I N M合同会社をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注 6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注 7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2026年8月31日付で提出いたしました意見表明報告書(同年9月30日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正届出書で訂正された事項を含みます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 買付け等の概要

4 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(2) 意見の根拠及び理由

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

⑤ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【買付け等の概要】

(訂正前)

公開買付けの目的	持分法適用関連会社化
買付け等の期間	2026年8月31日(月曜日)から2026年10月15日(木曜日)まで(30営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき金340円(以下「本公開買付価格」といいます。)
買付予定数の上限	23,792,300(株)(注)
買付予定数の下限	—

<後略>

(訂正後)

公開買付けの目的	持分法適用関連会社化
買付け等の期間	2026年8月31日(月曜日)から2026年10月21日(水曜日)まで(34営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき金340円(以下「本公開買付価格」といいます。)
買付予定数の上限	23,792,300(株)(注)
買付予定数の下限	—

<後略>

4 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】

(2) 【意見の根拠及び理由】

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

その後、公開買付者は、2026年8月31日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供することが適切であると判断したため、2026年9月30日、本公開買付けの買付期間(以下「公開買付期間」といいます。)を2026年10月15日まで延長し、合計30営業日とすることを決定したとのことです。なお、公開買付者は、2026年9月30日時点において、公開買付期間以外のその他の本公開買付けに係る買付条件等について変更を行う予定はないとのことです。

(訂正後)

<前略>

その後、公開買付者は、2026年8月31日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供することが適切であると判断したため、2026年9月30日、本公開買付けの買付期間(以下「公開買付期間」といいます。)を2026年10月15日まで延長し、合計30営業日とすることを決定したとのことです。なお、公開買付者は、2026年9月30日時点において、公開買付期間以外のその他の本公開買付けに係る買付条件等について変更を行う予定はないとのことです。

その後、公開買付者は、2026年10月1日付で、当社より、当社の大株主である牧寛之氏(以下「本大株主」といいます。)から保有割合30%超を目指して当社株式の買付けを再開する旨の通知を受領した旨の伝達を受けたことに伴う訂正届出書の提出により、2026年10月6日、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日より起算して10営業日を経過した日に当たる2026年10月21日まで延長し、合計34営業日とすることを決定したとのことです。なお、公開買付者は、2026年10月6日時点において、公開買付期間以外のその他の本公開買付けに係る買付条件等について変更を行う予定はないとのことです。

④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
(訂正前)

<前略>

以上を踏まえ、当社は、2026年8月28日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨、及び当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、並びに、SBIHDとの間で本資本業務提携契約を締結することを決議いたしました。

(訂正後)

<前略>

以上を踏まえ、当社は、2026年8月28日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨、及び当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、並びに、SBIHDとの間で本資本業務提携契約を締結することを決議いたしました。

その後、公開買付者は、2026年9月30日、公開買付期間を2026年10月15日まで延長し、合計30営業日とすることを決定いたしました。そこで、当社は、2026年9月30日、本大株主の代理人に対し、本公開買付けの公開買付期間が延長されることを連絡するとともに、当社が本大株主から経営サポートを受ける可能性に関する当社の検討経緯等に関して本大株主から2026年8月27日に受領した確認書に対する当社の回答書を送付したところ、これに対し、同年10月1日、本大株主の代理人から、本大株主としては、上記延長が行われる前の本公開買付けに係る公開買付期間中当社株式の売買を控えていたが、当該経営サポートに関連して当社株式の自由な売買が制限される本大株主の「不利益について真摯に検討していない当社執行サイドの意向に付き合うことはでき」ず(鍵括弧箇所は本大株主の代理人からの連絡の引用。次の鍵括弧箇所も同様です。)、また、当社株式の「買付けを再開しても、SBIHDの利益を害することはなく、むしろ、一般株主の利益に資するとの判断に至」ったため、同月2日以降、本大株主の保有割合を30%超とすることを目指して当社株式の買付けを再開する旨の連絡を受領しております。当社は、当該経営サポートに関連して本大株主に生じ得る不利益も考慮しながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から真摯に検討及び対応を行ってまいりましたが、こうした当社の考えと本大株主との間で見解の相違が生じております。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

⑤ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日に設定しておりましたが、2026年9月30日、公開買付期間を30営業日に変更しております。上記のとおり対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしていること、また、本公開買付けは当社株式の非公開化を目的とするものでもないことから、上記公開買付期間の設定と併せて、直ちに本公開買付けの公正性を担保するための措置の実効性を失わせるものではないと考えているとのことです。

(訂正後)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い34営業日に設定しております。上記のとおり対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしていること、また、本公開買付けは当社株式の非公開化を目的とするものでもないことから、上記公開買付期間の設定と併せて、直ちに本公開買付けの公正性を担保するための措置の実効性を失わせるものではないと考えているとのことです。

以 上